

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、株式会社URリネージュ西日本支社取締役・支社長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十年二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 高市郡明日香村大字檜前
- 三 測量の期間 平成二十七年十月一日から平成二十九年六月三十日まで